

# 介護老人保健施設 みずばしょう

## 短期入所療養介護(予防短期入所療養介護)料金表

令和5年4月現在  
(単位:円)

### 【介護保険】

(毎日全利用者加算)1日あたり

予防短期入所療養介護

基本料

要介護区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	621	1,242	1,863
要支援2	782	1,564	2,346

	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	22	44	66
夜勤職員配置加算	24	48	72

短期入所療養介護

基本料

要介護区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	833	1,666	2,499
要介護2	879	1,758	2,637
要介護3	943	1,886	2,829
要介護4	997	1,994	2,991
要介護5	1,049	2,098	3,147

(実施日加算)

	1割負担	2割負担	3割負担	
送迎加算	184	368	552	片道
個別リハビリテーション実施加算	240	480	720	1日あたり
療養食加算	8	16	24	1回あたり
緊急時治療管理	518	1,036	1,554	1日あたり
若年性認知症利用者受入加算	120	240	360	1日あたり
緊急短期入所受入加算	90	180	270	1日あたり
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600	1日あたり
重度療養管理加算	120	240	360	1日あたり
総合医学管理加算	275	550	825	1日あたり
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	34	68	102	*所定の基準に達している場合に1日につき左記の料金が加算されます。
介護職員処遇改善加算 I (要介護基本料+加算項目)×3.9%				
介護職員等特定処遇改善加算 I (要介護基本料+加算項目)×2.1%				
介護職員等ベースアップ等支援加算(要介護基本料+加算項目)×0.8%				

### 【介護保険以外】

(毎日全利用者加算)1日あたり

区分	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820	300
	世帯全員	老齢福祉年金受給者			
第2段階	(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税世帯	合計所得金額	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820	600
		80万円以下の方			
第3段階①	課税年金収入額	80万円超	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310	1,000
		120万円以下の方			
第3段階②	非課税年金収入額	120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310	1,300
第4段階	上記以外の方			2,006	1,595

※第2号被保険者の方は、負担段階に関わらず、預貯金等資産の要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

(実施日加算)

食費	朝食 403/食 昼食 638/食 夕食 554/食	
おやつ代	105	1日あたり(毎日…経管栄養の方は除く)
差額室料	366	1日あたり(毎日)
特別室料	1,571	1日あたり(毎日)
行事費	実費	クラブ活動等…希望者のみ
理美容代	実費	希望者のみ
家族介護室使用料	3,300	1泊(希望者のみ)
文書料(診断書等)	文書料金表参照	

※医師の指導により食事を持ち込む場合に限り、食費の算定はいたしません。